

# 令和8年度訪日教育旅行受入調整等業務委託募集要領

## 1 業務の概要

### (1) 要旨

静岡県では、若年層の交流拡大による国際相互理解、平日の観光需要の喚起や宿泊施設の稼働率の平準化、将来の静岡県のファンづくり等から、訪日教育旅行（※）を推進しており、このうち、受入調整や通訳の手配等、学校交流に係る部分について、静岡県が支援を行っている。

※海外の学校に通う学生が教職員などの引率のもと行われる訪日団体旅行のことを指す。

### (2) 業務の名称

令和8年度訪日教育旅行受入調整等業務

### (3) 実施期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

### (4) 契約限度額

12,800千円（税込み）

## 2 業務の内容

### (1) 訪日教育旅行の受入

- ・ 訪日教育旅行連絡調整窓口の設置
- ・ 受入情報の整理及び受入校の選定
- ・ 受入調整及び通訳の手配
- ・ 交流支援
- ・ アンケートの実施

### (2) 台湾向けプロモーションの実施

- ・ JNTO 主催の訪日教育旅行誘致に係る台湾現地での個別相談会対応業務
- ・ JNTO 主催の訪日教育旅行誘致に係る台湾教育関係者招請業務 等

訪日教育旅行の受入業務は学校交流に係る部分に限るものとする。また、受入は、本県への宿泊が1泊以上の団体のみとする。

契約に当たっては、委託者と調整の上、契約金額の範囲内において、企画提案の内容を一部変更できるものとする。

詳細は、別添「令和8年度訪日教育旅行受入調整等業務委託仕様書」のとおり。

## 3 応募に係る資格要件

- (1) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 応募方法

##### (1) スケジュール

県HPでの公告開始	令和8年3月16日（月）
質問締切	令和8年3月19日（木）17時まで
質問回答	令和8年3月20日（金）
参加申込期限	令和8年3月24日（火）17時まで
企画提案書提出期限	令和8年3月26日（木）17時まで
審査会（書面審査）	令和8年3月27日（金）～30日（月）
選定結果の通知	令和8年3月31日（火）

##### (2) 質問

質問は、別添2「質問用紙」により、Eメールにて受け付ける。

受付期間：令和8年3月16日（月）

～令和8年3月19日（木）17時まで

送付先：Eメール kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

回答方法：質問者に対し、令和8年3月20日（金）までに、Eメールで回答する。

##### (3) 参加申込み

企画提案に応募する場合には、別添1「参加申込書」を令和8年3月24日

(火) 17 時まで提出すること。持参または郵送 (必着)

(4) 企画提案書の作成

別添「令和 8 年度訪日教育旅行受入調整等業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり

(5) 企画提案書の提出

提出期限：令和 8 年 3 月 26 日 (木) 17 時まで(必着)

提出方法：持参または郵送 (合せて電子データでも送付すること)

提出先：静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

Eメール：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

※企画提案書の提出後、追加および修正は認めない。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

## 5 選定及び選定結果

(1) 選定

提出された企画提案書に基づき、県職員等で構成される「訪日教育旅行受入調整等業務受託者選定委員会」が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。なお、審査会は書面にて開催する。

この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 選定基準

別添「令和 8 年度訪日教育旅行受入調整等業務受託者選定基準」のとおり

(3) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和 8 年 3 月 31 日 (火) に、企画提案提出者に、Eメールで通知する。

## 6 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、静岡県に対して選定結果について、次に従い説明を求めることができる。

受付期間：令和 8 年 3 月 31 日 (火) ～ 令和 8 年 4 月 3 日 (金)

送付先：Eメール kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

回答方法：令和 8 年 4 月 8 日 (水) までに回答する。

## 7 その他

(1) 企画提案書は、一社あたり一提案までとする。

(2) 提出された書類の取扱

提出された書類は返却しない。

なお、県庁内及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う。

(3) 選定

適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法による場合がある。

(4) 辞退

企画提案書の提出後、辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(5) 失格

次の各号いずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

①提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

別添 1

令和 8 年度訪日教育旅行受入調整等業務委託企画提案募集参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地

名 称

代表者

印

令和 8 年度訪日教育旅行受入調整等業務委託企画提案募集に参加します。

別添 2

令和 8 年度訪日教育旅行受入調整等業務委託 質問用紙

令和 年 月 日

法人名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

質問内容

受付期間：令和 8 年 3 月 16 日（月）～令和 8 年 3 月 19 日（木）17 時まで

提出先：E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課 宛て